

平成27年9月30日判決達し、同日判決原本交付 裁判所書記官
平成26年第5001号 捜査指揮請求事件
(原審・檢察地方検察所検察官平成25年第215号)

口頭弁論終結の日 平成27年7月29日 判決

神奈川県三浦市
控訴人
同訴訟代理人弁護士 伸吉共仁 孝一郎
同 同 優武小城村加
同 同 田原野田上藤
同 同 知雄平明義
同 同 田方川木
同 同 政部金文
同 同 佐々木行
同 同 佐々木行
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 ベイデザイン株式会社
同 代表者代表取締役 田中主
同 聞取証人弁護士 田中主
同 同 事実及び理由 文

1 本件理拠を陳却する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
事実及び理由 文

第1 控訴の趣旨

1 被告状を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、141万9000円及びこれに対する平成25年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 争案の概要等（以下、原判決の略称をそのまま用いる。）

1 争案の概要
本件は、インターネット上の出会い系サイトを利用していた控訴人が、同サイト上の運営業者であるミネルバ株式会社（ミネルバ）の掲示、監督のもと、同サイト上の利用者を装ったいわゆるサクラ（以下、単に「サクラ」という。）の欺罔行為によって、多額の金銭を受け取れるものと誤認させられ、これを受け取るべく、多数回にわたって電子メール（以下、単に「メール」という。）の送受信をさせられたことにより、サイト利用料名下に金員を賄取されたと主張して、サイト利用料の返済サービスを提供した取扱代行業者である被控訴人に對し、不法行為又は債務不履行に基づく損害の賠償として、サイト利用料相当額1.29万円及び弁護士費用相当額12万9000円の合計141万9000円並びにこれに対する訴訟遅延の日の翌日である平成25年7月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める訴案である。

原告は、ミネルバがサクラを用いて控訴人に虚偽のメールを送信させ、これを信じた控訴人にポイント料を支払わせ続けて金員を賄取したと認めたものの、取扱代行業者である被控訴人は加盟店の業者内容を監視・監督する法的義務を負っていないなどとして不法行為責任を否定し、債務不履行責任についても、控訴人と被控訴との間に控訴人生服の契約が成立しているとは認められないとしてこれを否定し、控訴への請求はいずれも理由がないとしてこれを棄却した。そこで被控訴人は、これを不服として、本件控訴を提起した。

2 本件における前提となる事実並びに争点及び争点に対する当事者双方の主張は、後記3において原判決を補正し、後記4において当審における各当事者の

- 追加主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 平案の概要」の1及び2（原判決2頁2行目から同9頁18行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 3 原判決の補正
- (1) 原判決2頁4行目の「ミネルバ株式会社」の次に「インターネットを利用して情報提供サービス業者を目的とする株式会社であり、平成22年11月30日解散し、平成23年2月4日付けで清算終了登記がなされている（甲1）。」を加える。
 - (2) 原判決3頁1行目の「機械」を「樹脂樹木機器」に改め、同5行目の「被告は」の次に「、電気通信事業における電気通信装置の技術力カードの販売が、同技術の技術システムの運営等を目的とする株式会社であり、旧商号を『株式会社デジタルチェック』といい（甲3）」を加える。
 - (3) 原判決3頁13行目の「不治の病」を「不治の病」に改める。
 - (4) 原判決4頁1行目の「別紙」を「原判決別紙」に改める。
 - (5) 原判決4頁7行目の「問い合わせを受けた」の次に「（甲10の1）」を加える。
 - (6) 原判決5頁1行目の「島田は」の次に「、通常の判断を受けたが」を加え、同2行目の「出頭しなかつたため」を「出頭せず、答弁書その他の準備書類も提出しなかつたため」に改める。
 - (7) 原判決5頁9行目の「資金決済法」を「資金決済に関する法律（平成21年法律59号・以下「資金決済法」という。）」に改める。
 - (8) 原判決8頁13行目の「導入しているのである。」の次に「控訴人は、『ジユエル』のサイト画面において、被控訴人の運営するコンビニ決済サービスの手数料を選択したが、この『ジユエル』のサイト画面における支払方法の選択画面は被控訴人による申込みの画面であり、控訴人はこれに基づいて被控訴人のサービスを選択してクリックし、もつてサイトを利用料の收取ないし

送金手数料の申込みをし、被控訴人がこれを承諾したものである。」を加え、同15行目の「上記契約に基づく」を「被控訴人が任意統約の特別な契約關係あるいは特別な社会的法的關係の關係に立つことを理由として、契約關係の内容として安全配慮義務を負い、控訴人が被控訴その他の公序良俗に反する行為等により被控訴を受け損害を生じることがないように、また鮮明による損害が豊大しないよう配慮すべき契約当事者間の協議則上の義務ないしは」に改め、

同21行目の末尾に「なお、販売代理において消費者からの支払が代理受領とされているのは、収納代行業者の倒産等によって消费者が二重払いのリスクを負うことを防ぐといういわば政策的目的に基づくのであって、代理受領であるから取扱代行業者と消費者との間に契約關係が存在しないといふことにはならない。」を加える。

4 当審における各当事者の追加主張

- (1) 普管注送請求違反
 - ア 控訴人
 - (ア) コンビニ決済業者の収納業務は、コンビニエンスストア（コンビニ）が公共料金等を加盟店で代理して直接収納する販賣型の収納代行であるのにに対し、被控訴人の収納業務は、コンビニが収納した金員を更に加算店である請求業者のために収納するという例外型の収納代行である。
 - (イ) ミネルバのような借用性の低いサイト業者は、原則型の収納代行においてはコンビニ業者を利用して借用することができなかつたところ、本件のような取扱代行業者が介在する例外型の取扱代行の出現により、収納代行業者がその加盟店である請求業者に利便性と借用性の高いコンビニ業者を利用する代わりに手数料名目で報酬を得るようになった。
- (2) 当審における各当事者の追加主張
 - ア 被控訴人
 - (ア) 原判決は、被控訴人の加盟店の加盟店である請求業者と直後の契約の場合は、コンビニは被控訴人の加盟店で報酬を利用を利用するが、コンビニ業者に立たず、あたかも販売代行業者が上記請求業者に取扱代行を利用させたため名義を貸しているのがどのような状態が生ずるため、コンビニ業者に立たずして契約の履行を請け負うべきである。

は、収納代行業者に対し、①公序良俗に反する企業が取扱代行を利用することのないよう、加盟店である請求業者に対する徴収・管理・調査を求め、②金額を少額に限をする等の措置を取ることとも、通常は、加盟店が問題を起こした場合の取扱業者の責任についても定めるなどしている。

(ア) 各コンビニが取扱代行業者と締結する契約内容は以下のとおりであり、各コンビニは、例外型取扱代行契約の危険性を予知し、被控訴人に對し、契約上の加盟店管理責任（資金決済法上の加盟店管理責任や取扱額が大きい場合の事務処理責任等）を負担させており、この加盟店管理責任は顧客保護を目的としている。被控訴人は、例外型取扱代行契約において重要な役割を担い、上記契約上の責任を負担している以上、その保護の相手方たる顧客との間では実質上の注易業務を負担しているものと考えられる。

b 株式会社イーコンテクスト（以下「イーコンテクスト」という。）は、本件取扱代行サービスを被控訴人取扱企業の電子マネーたる「C-CHECK」による決済であると回答しており、被控訴人は、販売財務取扱の登録を受けた資金決済法上の第三者運営行番であるため、「C-CHECK」の加盟店について、独自に資金決済法上の加盟店管理業務を承たず必要があり、本件が資金決済法上の第三者発行型専門支払手段に該当するのであれば、被控訴人は、資金決済法ガイドラインⅡ-3-3に基づく条件としての加盟店管理責任を負担する。同時に、イーコンテクストは、被控訴人において独自に加盟店管理業務を承たず必要があることを明言しており、被控訴人によるサービ

スを導入するに当たり、顧客保護の観点から、被控訴人が資金決済法上の加盟店管理業務を負担することを必要不可欠の条件としている。被控訴人との間の利用に関する基本契約の中では、被控訴人と顧客との間で商品（電子マネー「C-CHECK」）に関して紛争が生じた場合、被控訴人の費用と責任をもって対処しその解決に当たるものとされているが、これが被控訴人が加盟店管理業務を負うことを前提とする規定である。このような事情からも、系理としての加盟店管理責任が認められる。

c 株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「セブン-イレブン」）は、被控訴人に対し、代金収納業務に関する委託契約において、被控訴人、被控訴人ショップ及び被控訴人担当先ショップの扱う商品等・サービスが「公平・良俗に反する等、セブン-イレブン・イメージを低下させるものではないこと」を誓約させ、公序良俗の違法行為により顧客が苦されないように于その保護を図り、セブン-イレブンの受託した業務は顧客から收受した金員にかかる情報送信及び報酬手数により免責されること、セブン-イレブンは、被控訴人・顧客間の契約に直接・間接を問わず一切関係しないものとし、翁多・請求等の事象はすべて被控訴人の責任と費用負担において承認し、セブン-イレブン側には一切迷惑を掛けないものとされていることも、セブン-イレブンは加盟店管理をせず、被控訴人がその業務及び責任を負うことを前提とするものであり、セブン-イレブンは、利用規約で「被控訴人」、「セブン-イレブンのイメージを低下させる取扱行為または提供」を禁止事項とし、違反については上記契約において即時解除事由として、顧客保護を図っている。

このように、セブン-イレブンも収納代行業者が介在する例で代行についての一定の危険性を予知しており、これを防止する役割を被

控訴人に求め、要約上の責任を負担させているのであって、例外型販売代理システムに一定の役割を担わせている事実は、不法行為責任の発生原因となり、被控訴人に加盟店管理責任が認められる根拠となる。

d 株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）も、同様に、商品代金等の取扱委託に限する契約において、顧客との関係で詫みが生じたときには被控訴人が責任を持つて対処するものとし、代行販売業務の取扱いがファミリーマート側の借用・イメージの低下を招くおそれがある場合に代行販売業務を中止できるとした。

（イ）被控訴人に責任を負わせ、顧客保護を図っている。

アミーマートは、これに加えて、加盟店審査、海上審査において、理由不明で詳細な検査をおき、海上審査として「取扱金額において、専門知識のある場合は（被控訴人において）専門知識を有する」の大さな立場がある場合には（被控訴人において）専門知識を有する」と被控訴人との合意している。このようなファミリーマートと被控訴人間の顧客保護の契約の存在を経営の一態様として、被控訴人の加盟店管理責任があるといふことができる。ところが、本件では、被控訴人は被控訴人に即する取扱代行の合計額が129万円に上ることを知りながら、教えて又は安易にこれを放棄していた。

（ウ）遙くとも平成20年の時点では、出会い系サイトによる被害が既に社会問題化していたことから、一般的な社会通念上の注意義務として出会い系サイトによる旅館業者に加担してはならないことはもとより、被控訴人による旅館業者と加盟店契約を締結できない。

（エ）このような大手決済サービス提供業者と加盟店契約を締結できない二つの目的ミネルバのような出会い系サイト運営業者等に対し、決済信用性の低いミネルバのようないい込まれるから、より適度な注意義務が課せられることになり、報酬責任の観点からも苗い終理上の注意義務が課されていたといべきである。

そこで、被控訴人は、加盟店との契約締結時ににおいては、①加盟店契約を締結するとしている者が公平に反するサービスを提供しているかどうかを、加盟店の所在地に赴いて直ちに審査でできる強勢を基調とする被控訴人、②同意書等に基づき適切な審査をする被控訴人、③審査を基準を満たさない者の加盟店契約を締結しない強勢など、加盟店が拒却的商法を行うものではないかを総密に調査する業務があつた。

また、加盟店との契約締結後ににおいても、被控訴人は、加盟店の業務内容を確認し、利用者からの問い合わせに応ずることにより、加盟店が針抜的商法を行おう者であるかどうかが確認でき、加盟店が公序良俗に反するサービスを提供しているかどうかが確認でき、加盟店が公序良俗に基づき、加盟店への苦情等の意見を整備する被控訴人、⑤阿吽連携に基づき、加盟店への苦情等の対応がその発生頻度、苦情等への加盟店の対応の遅延や取引額の急激な増減などの被控訴人主張の形式的な事項に止まらず、苦情内容の解説及びその裏付け陳述、加盟店が提供するサービスが公序良俗に反するかどうかの確認等の適切な審査をする業務及び⑥調査の結果異常取扱商法を行う者である者が判明した場合には、直ちに被控訴人自身の決済システムの利用を停止させて速やかに当該加盟店との契約を解除する業務を負うというべきである。

このような被控訴人の苦情対策業務は、資金決済法、預金決済法、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以下「犯罪収益移転防止法」という。）、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号、以下「振り込み詐欺被害回復法」という。）、制限版充法及び資金決済事業者ガイドラインの目的、規制内容等から条理上導かれるものであり、被控訴人とコンビニとの間の取扱代行に関する契約からも系理上導かれるものである。

本件では、被控訴人は、ミネルバに例外型販売代行によりコンビニ

料を利用するときは、もってミネルバによる銀行行為による銀行行為に不可欠な銀行行為の一部である取扱行為を組つたのであるから、被控訴人が契約締結時の開設申込書を怠り、ミネルバのような公が良益違反のサイトを運営する運営者として、また加盟店契約書を締結し、また加盟店契約書を締結後の中止権を怠つたことは明らかである。そして、遅くとも平成23年12月22日にミネルバの交流サイト「ジュエル」に関する苦情を受けてから、「ジュエル」に関する加盟店契約が終了する平成25年4月30日までの約1年4か月もの間、被控訴人が「ジュエル」の運営者を容易に調査することが可能であったにも拘らずまったく確認せず、国民生活センターに寄せられた「ジュエル」に対する苦情が平成18年4月から平成25年11月までの間に合計35件あつて、「ミネルバ」「エル」、「IC・アドバンス」、「ICアドバンス」、「アイシードバンス」などに対する苦情が平成18年3月から平成25年6月までの間に合計93件あつたことなどから、被控訴人は、「ジュエル」が公序良俗違反のサイトであることを認識し得たことは明らかである。

国民生活センターは、既に平成16年6月18日時点において、「決済代行会社から請求される出会い系サイトの利用料」と題する記事を出して、決済代行会社が出会い系サイトにクレジット決済手段を提供することの危険性を指摘し、その後も平成20年5月20日には「出会い系サイトと題する記事を、同年6月5日には「無料サイトがきっかけで出会い系サイトのトラブル」と題する記事を、平成21年11月5日には「サクラを抱つてしまつた」と題する機関の出会い系サイトで結構な利用料を支払ってしまった」と題する記事を、平成22年2月26日には「現金のプレzentで勝ち、ポイントを貰わせる出会い系サイト業者」と題する記事を順次發表している。

被控訴人は、これらの出会い系サイトに関する国民生活センターの情報報を認識していたものである。

(付) しかも、被控訴人は、平成22年2月26日、サクラを利用する出会い系サイト（以下「サクラサイト」ということがある。）の旅館業者の代理人たる長田涼介氏から、本件以外のサクラサイト競争事件について、被控訴人の加盟店管理責任を追及する内容の通知を受けており、被控訴人は、同年4月、同通りに対する回答の中で、前述賃貸生活支援センターを選びてサクラサイトのことを使っており、被控訴人の被控訴事件を認識し、あるいは十分に認識し得たものである。

(付) それにもかかわらず、被控訴人は、ミネルバないしは「ジュエル」を漠然と放置し、「ジュエル」の運営にとつて必要不可欠なミネルバへの送金行為に因与し、もつて、被控訴人に送金額相当額の損害を負わせたものであるから、その責任は明らかであつて、以上から、被控訴人の行為は、ミネルバとの民法719条1項の共同不法行為と評価できるほかない、ミネルバに対する同条2項の賠償行為とも評価しうことができる。

イ 被控訴人

(付) 取扱代行に原則型と例外型という区別はないから、例外型の取扱代行の特徴性や実態等を考慮すべきといふ被控訴人の主張は、合理的な根柢のない純別の見解にすぎず失当である。被控訴人は、その業務を適切に運営するために自主的に資金決済法に基づく専用ガイドラインに準じた態勢を整えており、加盟店と加盟店契約を締結する際のみならず、加盟店契約締結後も、実質的に加盟店の姿勢を行い管理をしている。

(付) 被控訴人は、被控訴人が出会い系サイトの業者を加盟店とする際に被

(イ) 本公司に高額の料金が課せられると主張するが、その根拠はまったく明瞭かではなく、報酬責任の主張については、報酬責任は被控訴者の普及及び公平の見地から認められるものであつて、他人を使用して事業を営む者に対する使用者責任が問題となる事案や無過失責任制改革や立証責任の転換等が導入されている特別法が問題となる事案で認識されるものであるところ、本件はそのような事案ではなく、被控訴人は単に他社と契約を締結して利益を上げているにすぎないから、報酬責任の原則は適用されない。

(ウ) 被控訴人は、取扱代行業者の提供する取扱代行サービスがあつかも借用の低い業者に対して利便性と信用を与えるためだけのものであるかのように主張するが、取扱代行サービスは、専任の経営活動において、消費者のニーズに応えるための必要不可欠なサービスとして存在する。被控訴人が契約を締結している企業は借用性の低い業者ではなく、被控訴人は合理的と考えられる方法で加盟店基盤及び管理を行つていい。

(エ) すなわち、被控訴人は、加盟店契約を締結する際、相手方が公序良俗に照らして開拓のある業務をせんでないかを確認し、加盟店契約締結後も、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合には、速やかに加盟店との間で営業の停止、契約の解除等の措置を講じるようだしている。出会い系サイト業者は、法定の事項を書面によつて届け出る必要があり(インターネット異性紹介事業を利用して営業を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)7条1項)、これにより、出会い系サイト業者は、国籍公安委員会の監督に服することとなる上、出会い系サイト業者が次格事由(同法8条各号)に該当した場合には、警察の公安委員会によって本業の廃止を命じられたりすることになるから(同法14条2項)、被控訴人は公安委員会への届出番号を確認する責任をしており、これが実質的な答辯となる。

(イ) 仮に、一般的に出会い系サイトによる訴訟が問題となつていたことを被控訴人が認識していたとしても、そのことは既くまで一般論として「被控訴代行業者が提供する決済手段が利用されていること」を認めていたにすぎず、被控訴人が決済手段を提供していった加盟店のサイトが詐欺的商法を行つていたと認識していたか否かという問題とはまったく無関係である。平成18年4月から平成25年11月までの間の「ジユエル」に関する35件の苦情のうち、被控訴人にに関するものは1件もないが、平成18年3月から平成25年6月までの間の「ミネルバ」、「エル」、「IC・アドバンス」、「アイシードバンス」などに関する9件の苦情のうち、被控訴人が「ジユエル」の利用を終了した平成22年2月27日までの間に被控訴人に因して寄せられたものは2件にすぎず、これら2件の苦情と本件の「ジユエル」の関連性は不明である。したがって、被控訴人が「ジユエル」に重大な問題があると認識する余地がなかったことは明らかである。

(カ) 以上のとおり、被控訴人は、被控訴人に対する苦情注進業務を負わず、また加盟店契約締結及び加盟店契約締結後のいずれにおいても、合理的に監定された基準に基づき、十分な警戒・管理体制を行つたため、被控訴人が被控訴人に対して苦情注進業務に基づく責任を食うことはない。被控訴人の主張は、いずれも何ら根拠のない独自の見解にすぎないもの、論理に乏しい根拠のあるもの、抽象的な消費者保護論にすぎないものであり、被控訴人が倫理上の生が義務を食うことの根拠となり得ないことは明らかである。

(2) 過失相殺

ア 被控訴人

(イ) 被控訴人が、「ジユエル」内でのメールのやり取りを体験し、その内容を詳細に把握していること、被控訴人が一般社会常識上理由なく受領でき

るはずのない17億円もの巨額の小切手を実際にも受領できなかつたこと、被控訴人のコンビニ決済を利用する前の平成21年夏頃から銀行振込によって「ジュエル」を継続的に利用していたことなどからすると、控訴人は、サイト上のメールのやり取りが到底表現しえない現状無常なものであることを容易に判断でき、容易にサイトの利用を中心でできる状況にあつたにも拘わらず、メールの内容を妥協に信じ、被控訴人に対する請求に係る利用だけでも、少なくとも69回にわたり、合計129万円のポイント料の支払を行つたのであって、このような事情からすれば、控訴人には、「ジュエル」のかかる利用について、重大な過失が認められる。

(イ) 控訴人は、平成23年12月22日、三浦市役所共同推進課の消費生活相談員を通じて本件に関する問い合わせを受け、利用履歴及びサイト運営会社の連絡先を開示したが、控訴人は、平成24年4月26日、上記問い合わせを取り下げ、その後約10か月もの長期間放置したことにより、控訴人においてその損害を拡大させた。

イ 控訴人
過失相殺は、社会における損失の公平妥当な分担を目的とするものであるから、本件において最終相殺を構図とするのは、公平ないし信義原則の見地からも相当ではない。すなわち、控訴人の思いやりや細心から「ジュエル」のメール交換を行つたのであって、控訴人がスクラウドによる取扱行為の典型的なパターンにはめられたにすぎず、控訴人としても、その申し出がおよそ実現できないものであることを知つていればポイントを購入してメール交換をすることはなかった。

また、控訴人がその損害を長期間放置した事実はない。控訴人は、被控訴人が主張する平成24年4月からの約10か月間の2年以上も前にコンビニ決済の利用を終えており、控訴人が損害を拡大させた事実はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、後記2において事実関係を補足的に認定した上で、後記3において原判決を修正し、後記4において当審における各当事者の追加主張に対する当裁判所の判断を加えるほかは、原判決「本件及び理由」欄の「第3 条点に対する判断」の1及び2(原判決9頁20行目から同12頁1行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 事実認定の補足

前記第2の2で引用する前段となる事実、以下の各項目未尾に記載する各添付及び争論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。(1) 国民生活センターは、平成16年6月18日に、「決済代行会社から請求される出会い系サイト利用料金」と題する記事により、出会い系サイトやアダルトサイトの利用料金に關しては、債権回収業者をかたつた架空請求や安易に利用してしまって法外な料金を請求されるなどの相談が大多数であるとして、決済代行業者の関係する料金請求の相談事例を公表し、その後、平成20年6月5日には、「無料サイトがきっかけで出会い系サイトのトラブルに一場得を抱かせる巧妙な手口で不当な請求!」と題する記事を、平成24年4月19日には、「『お金をおける』『儲けを聞いて』『皆人に会える』などのメールのやり取りをしていませんか? 洋楽的な“スクラウド商店”にご用心! 一概販“出会い系サイト”被害”を題する記事をそれぞれ掲載し、出会い系サイトに関するトラブルを公表した。(甲12ないし14)

消費者庁は、インターネット消費者取引研究会の「作戦的な出会い系サイトや債権回収サイトに興味する消費者トラブルの発生している取引の多くにクレジットカードに係る決済代行業者を通じた決済手段が使われている」との指摘を受け、公益財團法人日本生産性本部に対して、決済代行業者の任務

- の登録制度の運用の解説を委託し、同法人は、平成26年3月、消費者庁の委託を受けて、「平成25年度販売実績カードに係る決済代行業者登録制度に関する実施細則新設案」を作成し、その中で、決済代行業者が介在する平成23年度から平成25年度にかけての消費者相談は、商品・役務別にみると、出会い系サイトが最も多く、その決済手段は、クレジットカード、電子マネー、収納代行、コンビニ決済、銀行口座振込等、様々なものが利用されていることを指摘した。なお、被控訴人も上記登録制度に登録している。(甲15)
- (2) 全国の消費生活センターに寄せられた相談情報を国民生活センターにおいて集計したPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)情報によれば、平成18年1月1日から平成25年12月31日までの被控訴人の前回号である「デジタルチェック」の「出会い系サイト」に関する相談件数は1570件であり、「ジエエル」の「出会い系サイト」の相談件数は35件(このうち被控訴人に属する苦情は1件もない。)、「ミネルバ」、「エル」、「IC・アドバンス」、「ICアドバンス」、「アイシードバンス」などに関する相談件数は93件(このうち被控訴人に属して、被控訴人が「出会い系」の利用を終了した平成22年2月27日までの間に被控訴人に属する苦情は2件であった。)の合計128件であった。(甲9、30)
- (3) 被控訴人とファミリーマートの関連会社である株式会社ファミリーマートコムは、被控訴人が、被控訴人と提携する加盟店が顧客に対して有する商品代金等の債務の代行取納業務を、株式会社ファミリーマートコムに対して委託する契約を締結し、顧客の対応については、被控訴人が、顧客との契約関係に附随して発生するすべての問題、苦情の申出、紛争について、被控訴人の責任と負担においてこれらを解決・処理するものとし、株式会社ファミリーマートコムに何らの迷惑、損害を与えないとの定めがされている。

また、被控訴人は、株式会社ファミリーマートコムに対し、加盟店の審査として、①登記事項証明書等により、本店所在地、役員構成等の基本情報を確認し、②特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号、以下「特定商取引法」という。)に基づく表示がなされていること、料金体系が明示されていること、公序良俗に反する画像の表示等、不適切な表現がないことを新規加盟店申請者のサイトにアクセスして確認し、③定期データベース等を抱えし、複数情報等取扱説明があり、一概の判断がそれだけでは難しい場合には、帝国データバンク等の情報を参照して、反社会的勢力に属していないことを確認し、④被控訴人のデータベース等を確認して、新規加盟店申請者が苦情発表等の理由で契約を解除した既存加盟店と契約的に同一でないかとの確認をし、⑤法令上要求される場合には、年賃認証に必要な書類が提出じられていることを、新規加盟店申請者のサイトにアクセスして確認し、法令上、認証方法に特に要件が定められている場合には、当該要件に沿つた確認を行うこととされ、途上請求としては、契約後の加盟店について、定期的に、特定期間の期間で契約を解除した既存加盟店との対照性の該当性、加盟店申請者と苦情頻度等の理由で契約を解除した既存加盟店との対照性の該当性、商取引法・不当景品規制法・不當表示防止法(昭和37年法律第134号、以下「景表法」という。)等違反の有無、反社会的勢力への該当性、加盟店申請者と苦情頻度等の理由で契約を解除した既存加盟店との対照性の該当性を確認し、取引金額において、理由不明の大きな変動がある場合には、事情を聽取することを表明した。(甲37、乙6、弁論の全趣旨)

(4) イーコンテクストと被控訴人は、インターネット上の電子商取引に關し、イーコンテクストが運営する代金収納代行及び商品配達事業のシステムを被控訴人が利用するに当たり、「econtext利用に関する基本契約書」と題する書面をもって基本契約を締結した。コンビニのローンに該当している専用端末機器をはじた控訴人のミネルバへの支払は、被控訴人の発行する第三者預託方式支払手段(電子マネー)である「C-CHECK」による決済によりなされ、控訴人は、「C-CHECK」購入の対価を、イ

一コンテクストの提供する取扱代行（コンビニ決済）サービスにより支払つて購入した「C-CHBCK」をもって、ミニマルバへの支払を行つた。

上記基本契約に係る契約書13条では、イーコンテクストと被控訴人との間では、被控訴人が顧客から商品に限り、吉澤、相談を受けた場合や、効能又は効果に関する疑惑、不良品、品質不足、量目不足、商品品切れ・遅配及び解説請求などの事故が発生した場合など、被控訴人と顧客との間に紛議が生じた場合には、被控訴人の費用と責任をもつてこれらに処理し、その解決に当たるものとされている。（甲3-8、乙7）

(5) セブン-イレブンと被控訴人が締結した契約の「インターネット代金収納サービス業務基本契約書（代金収納業務に関する委託契約書）」においては、被控訴人が扱う商品等又はサービス業務基本契約書（代金収納業務に関する委託契約書）」においては、

被控訴人が顧客と顧客との間の契約であり、セブン-イレブンはサービスの提供は被控訴人と顧客との間の契約で、商品等の購入又はサービスの提供においては、商品等の購入又はサービスの提供は被控訴人と顧客との間の契約で、セブン-イレブンは一切関係しないこと（4条）、セブン-イレブンが、代金収納サービスに関する顧客等から苦情若しくは照会を受けた場合は、被控訴人の費用と責任において顧客等と折衝を行うものとされている（5条）。(甲3-9、乙8)

(6) 被控訴人と被控訴人加盟店との間における「株式会社デジタルチェック加盟店規約（Wモード加盟店用）」（乙4）では、被控訴人の同サービスを利用する加盟店の取扱業務等が、法令に違反し、若しくはそのおそれがあるもの又は公序良俗に反するものであるとき、顧客が加盟店、被控訴人又は被控訴会社に対し取引に関する疑惑を申し出たときは、加盟店に対する一定の場合は、送金を留保することがあること（10条1項、4条2項）、被控訴人が加盟店に対して既に送金済みの取扱代金にかかる加盟店と顧客との取引が附条件に該当する場合、加盟店は、当該取扱代金相当額を請求に応じて直ちにYに対して返還するものとされており（10条3項）、被控訴人が加盟店に対する送金を留保している取扱代金に係る加盟店と顧客との取引に際し、

理由のいかんを問わず返金すべき場合、被控訴人、提携会社、加盟店の顧客又はその代理人がその他当該返金を受領する権限を有する者に対し、加盟店に代わって返金することができるものとされていること（同条4項）、加盟店は、その行為に起因して、顧客、提携会社その他第三者から当社に対し訴訟上又は訴訟外において損害賠償等の申立てがされた場合、これにより被控訴人の被る一切の損失、損害及び費用について補償するものとされていること（12条3項）、加盟店は、不法行為、債務不履行等法律上の原因を問わず、加盟店契約又は本サービスに因して当社又は提携会社に損害を生じさせた場合には、その賠償の責を負うものとされていること（27条1項）等の規定がある。（乙4）

(7) 長田博弁護士は、平成22年2月26日付けて、被控訴人に対し、被控訴人のコンビニ決済などをを利用してサクラサイトの被害に遭った者の代理人として、決済代行業者が、通常な業者に対する加盟店管理を適び、排除し、安全な取引を利用者に行わさるべきところ、被控訴人が利用者に信義則上負つてある加盟店管理責任に違反した結果、顧外人に被控訴人が生じたと通知した。

被控訴人は、同年4月1日付けて、上記信義則上の加盟店管理責任の要件や適用範囲は一律的にならざり、加盟店における問題のすべてに被控訴人が越管責任を負うものではなく、顧外人の件については、既に埼玉県消費者生活支援センターから連絡を受けた被控訴人として合理的に可能な限りの協力、支援をしていると回答した。（甲4-0、4-1）

3 原判決の補正

- (1) 原判決10頁6行目の「無いが無いといえる」を「ものと認められる」に改める。
- (2) 原判決10頁11行目の「事務ガイドラインには」を「事務ガイドラインは」に改める。

- (3) 原判決 11 頁 6 行目の「12 件」を「12 件」に改める。
- (4) 原判決 11 頁 21 行目の「しかしながら」の次に、「控訴人と被控訴人と両のコンビニ決済サービス利用規約ないし約款等に基づく契約は、その存在自体を認めると足る証拠はないし、」を加え、同 2・6 行目から 2・6 行目にかけての「成立しているわけではなく」を「成立していると解する余地はない」に改め、同行の「証拠もない。」の次に、改行の上次のとおり加える。
- 「これに対して、控訴人は、「ジエエル」のサイト画面における支払方法選択の画面の表示は被控訴人による申込みの際固であつて、控訴人がこれに応じて被控訴人の運営するコンビニ決済サービスという手段を選択してクリックすることにより、サイト利用料の収納なし決済事務の申込みをし、被控訴人がこれを承認したこととなると主張する。
- しかし、上記サイト画面に支払方法の選択画面が存在することだけをもって、被控訴人による申込みの際固であると評価するには足りず、被控訴人が何支払方法を選択したことが被控訴人に何らかの方法で通知されるものでもないから、これを控訴人の意思表示と解して被控訴人がこれに対して承諾をするという関係に立っているとまで認めるることはできない。コンビニ取扱代行という決済システムにおいて、被控訴人が被控訴人に対してミニマルバへの対価を支払うことでミニマルバへの弁済となる理由は、被控訴人がミニマルバとの間の加盟店契約によりミニマルバから弁済受領権限を与えているからであつて、被控訴人がミニマルバに対する支払を被控訴人に委託する契約に基づくものではないといべきである。

また、控訴人は、一般的に販売や行において消費者からの支払が代理受領とされているのは、取扱代行業者の倒産等によって消費者が二重払いのリスクを負うことを防ぐといふいわば政策的目的に基づくと主張するが、代理受領が政策的目的によるものであったとしても、これにより被控訴人と控訴人との間で存在しなかつた契約関係が生じるようになると解するには至らないといべきである。】

4 当審における各当事者の追加主張に対する当裁判所の判断

(1) 原則型と例外型の主張について

控訴人は、コンビニ取扱代行について、原則通り及び例外型に区分し、例外型の取扱代行業者の取扱業者に対する管理権などの必要性などを根拠に、控訴人主張による被控訴人の加盟店登録・管理に関する暫管注音義務が控訴人上書かれることにつき複々主張する。

しかし、取扱代行を原則通りと例外型に区分し、例外型に属する取扱代行業者に対して特段の注音義務を課す根拠は法令上見当たらず、後者に対してのみ特段の注音義務を課すべきとする合理的な理由も見出すことはできない。そこで、以下、上記区分とは無関係に、被控訴人の暫管注音義務について検討する。

- (2) 慢者不履行の暫管注音義務違反について
- 前記引用に係る原判決が「本件及び理由」の「第 3 爭点に対する判断」の 2(当審における補正後のもの)で記載するとおり、控訴人と被控訴人との間に契約關係が存在しないのであるから、被控訴人の主張に係る被控訴人の加盟店登録・管理に係る暫管注音義務が存在するとしても、それが債務不履行の根拠としての控訴則上の債務であるということはできない。
- (3) 不法行為の暫管注音義務違反について
- 次に、不法行為の根拠としての信義則上の暫管注音義務の有無を検討する。
- ア 前記認定のとおり、決済代行業者は、決済代行業者と提携する加盟店が顧客に対して供する商品代金等の債権の代行取扱業務を、クレジットカード、電子マネー、取扱代行、コンビニ決済、銀行口座振込などの利用者の選択に応じて行うものであるから、国民生活センターが公表したように、出会い系サイトやアダルトサイトの利用料金に因して決済代行業者が現出するに

係する架空請求や過大請求の相談事例が存在したとしても、そのことのみから直ちに決済代行業者に不法行為責任が認められるわけではなく、決済代行業者が公序良俗に反する行為を行った加盟店と共謀し若しくは加盟店を仲介して決済代行業務を行った場合に、借入契約上の義務を怠らなければ、その供給若しくは仲介に基づく責任として、消費者に対して不法行為責任を負うこととなるものである。

イ 本件は、ミネルバが、サクラを利用した出会い系サイト「ジュエル」を運営し、サクラによる断固行為により、これを信じた顧客である控訴人が利用料金名義下に金員を支払ったところ、仮に、ミネルバと取扱代行業者との間で契約を締結したものであるところ、これを認識し又は取扱代行業とする者として通常の生産をもつてすればこれを認識することができたのに、ミネルバについて適切な調査・確認をせず、取扱代行業の停止又は取扱代行業契約の解除等の措置もとらないまま、加盟店契約をそのまま継続し、ミネルバから業務の対価を收受して利得を得ながら、控訴人に損害を与えた場合には、民事上も、上記の被控訴人の加盟店契約・管理に係る苦情注意義務違反があるとして、控訴人につき故意又は過失による不法行為を構成する場合があると解される。

ウ そこで、被控訴人の上記認識ないしは認識可能性の有無を検討すると、前記認定のとおり、平成18年3月から平成26年3月までの8年間に、国民生活センターに対して、「ジュエル」又は「ミネルバ」、「エール」等の運営業者に属する苦情が合計128件寄せられていることが認められるが、このうち、「ジュエル」の「出会い系サイト」の相談受付35件中には、被控訴人に属する苦情は1件もなく、また、「ミネルバ」、「エール」等の運営業者に関する相談受付93件中に、被控訴人に属して、控訴人が「ジュエル」の利用を終了した平成22年2月27日までの間に被控訴人に属して寄せられたものは2件のみであることに照らすと、これらの苦情

を通じて、「ジュエル」が公序良俗違反のサイトであることを被控訴人が認識し又は認識したということはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。

エ これに対して、控訴人は、長田洋介謹士が被控訴人に對して別のサクラサイトの被害者の代理人として平成22年2月26日に通知をしており、また、被控訴人はそれを以前にも埼玉県消費生活支援センターを通じてサクラサイトのことを知っていたから、本件被害を認識し、あるいは十分に認識し得た旨を主張するが、本件で被控訴人が被害を受けた期間は、平成21年11月19日から平成22年2月27日までであって、上記追加主張は、時間的前後を久くものである上に、上記通知は、他のサクラサイトに属するものであって「ジュエル」ではなく、そのサイト運営会社もミネルバではなく、他の会社によるものであった。

したがって、控訴人の上記主張はその前提を欠き、採用することができない。

(4) 被控訴人の表明事項に基づく債務履行上の苦情注意義務違反について
次に、控訴人は、被控訴人が、利用者の保護も目的の一つとしている資金決済法及び廃止法令・ガイドライン等に基づき加盟店契約、管理等の態勢を整備して第三者運営行者として登録を受けていること、コンビニ決済について同水準にて運用していることを被控訴人自ら表明していること、加盟店契約、管理等について同水準にて運用していること、加盟店契約を解除できる態勢をとした上でコンビニ決済サービスを提供していると被控訴人自ら表明していること、その他、犯児収益移転防止法、振り込み詐欺防除法、倒産法及び賃金決済法等ガイドラインの目的、規制内容等に照らすと、被控訴人には、コンビニ決済サービスが公序良俗に反することに利用されないよう加盟店を審査・管理すべき信託取引上の苦情注意義務がある旨を主張する。

しかし、前記認定のとおり、被控訴人は、コンビニに対して、加盟店の審査として、①登記事項証明書等により、本店所在地、役員構成等の基本情報等を確認し、②特定取引法に基づく表示がなされていること、料金体系が明示されていること、公序良俗に反する画像の表示等、不適切な表現がないことを新規加盟店申請者のサイトにアクセスして確認し、③記録データベース等を検索し、類似情報を確認等を実施する。一方の判断がそれだけでは難しい場合は、皆国データバンク等の情報を参照して、反社会的勢力に属していないことを確認し、④被控訴人のデータベース等を確認して、新規加盟店申請者が告白規制等の理由で契約を解除した既存加盟店と実質的に同一でないことを確認をし、⑤法令上要求される場合には、年齢認証に必要な指圧が捺印されていることを、新規加盟店申請者のサイトにアクセスして確認し、法令上、認証方法に特に要件が定められている場合には、当該要件に沿った確認を行うこととし、法上審査としては、契約後の加盟店について、定期的に、契定除外法・景致法等違反の有無、反社会的勢力への該当性、加盟店申請者と苦情処理等の理由で解除した既存加盟店との実質的同一性の有無を確認し、取引金額において、理由不明の大きな差異がある場合には、争得を図ることを表明しており、被控訴人と被控訴人の加盟店との間ににおける契約においては、被控訴人の同サービスを利用する加盟店の取扱業務等が、法令に違反し、若しくはそのおそれがあるもの又は公示違反に反するものであるとき、顧客が加盟店、被控訴人又は提携会社に対し取引に関する疑惑を申し出たときは、被控訴人が、かかる疑惑をとつていたことなどを説明しているのであって、被控訴人が、かかる疑惑をとつていたことについて、これを疑うべき事情は見当たらず、被控訴人のコンビニ決済において、被控訴人が上記加盟店経営・管理等を上記方法に則って運用することを怠つていただごとにつけば、これを認めることはできない。

なお、被控訴人は、被控訴人がコンビニ決済につき決済機能が及ばないと主張することが反対者の法理に反するとも主張するが、本件の経緯に照らして、禁反言の法理に反するとも認めるることはできない。

(5) 条理上の注意義務違反について

被控訴人は、各コンビニが被控訴人と終結する契約内容によれば、各コンビニは、例外型取引代行契約の専門性を予知し、被控訴人に對し、契約上の加盟管理制度責任（資金決済法上の加盟店管理責任や取扱業者大さきの場合の専門取扱責任等）を負担させており、この加盟店管理制度は顧客保護を目的とする条理上の注意義務を包含していると主張する。

しかし、被控訴人とコンビニとの間の契約においでは、顧客の対応につけては、いずれも、被控訴人が、顧客との契約関係に因る発生するすべての問題、苦情の申出、競争に對して、被控訴人の責任と負担においてこれを解決・処理するものと定められていて、被控訴人とコンビニとの間で顧客を保護することを目的として定めた合意はこれを認めることができない。

したがつて、控訴人の上記主張は採用することができない。

5 まとめ

以上によれば、控訴人の主張する不法行為については、資金決済法及び被控訴人とコンビニとの間の契約をもつて契約代行業者である被控訴人がその加盟店の業務内容を監査・管理する信託則上の監督注意義務等があるということはできず、被控訴人が説明したコンビニ決済の業務強勢をもつて被控訴人の法的強勢が存在するところは困難であり、国民生活センターに対してミニマルバトルの過當であることは認められないから、被控訴人には控訴人の主張する不法行為は成立せず、被控訴人の主張する債務不履行についても、被控訴人は、加盟店との間の契約に基づき加盟店の控訴人に對する債務にかかる弁済受領権を加盟店から与えられ、控訴人が被控訴人にその支払を行うことにより、控訴人の加盟店に対する弁済は完了するのであるから、控訴人と被控訴人

との間に控訴人主張の契約が成立しているということはできない。
したがって、その余の争点について判断するまでもなく、不法行為及び債務
不履行を理由とする控訴人の請求はいずれも理由がなく、これらを棄却した原
判決は相当であつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主
文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官　奥　田　正　照
裁判官　吉　村　英　幸
裁判官　岡　口　剛　弘

平成27年9月30日



裁判所登記官　林

東京高等裁判所第9民事部

これは正本である。